

## 環境人材育成のための大学教育プログラム開発・実証委員会設置要綱

### (設 置)

第1条 環境省の委託を受けて平成21年度から平成23年度までの間において実施する環境人材育成のための大学教育プログラム開発事業（以下「開発事業」という。）を、全学を対象に適正かつ円滑に実施するため、環境人材育成のための大学教育プログラム開発・実証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (職 務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 開発する環境人材育成のための大学教育プログラム（以下「プログラム」という。）の内容に関すること。
- (2) プログラムの開発の進行管理に関すること。
- (3) 開発したプログラムの評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、開発事業の実施に関すること。

### (組 織)

第3条 委員会は、別表第1から別表第4までに掲げる者で組織する。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、理事長・学長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を掌理する。

### (ワーキンググループ及び小委員会)

第5条 委員会に、部局別ワーキンググループを置く。

- 2 委員会に、必要に応じて小委員会を置くことができる。
- 3 部局別ワーキンググループ及び小委員会に属する委員は、委員長が指名する。

### (会 議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

### (庶 務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総合調整室及び21世紀科学研究機構室において行う。

### (委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成21年6月12日から施行する。

別表1 公立大学法人大阪府立大学の関係者

理事長・学長
理事
工学研究科長
生命環境科学研究科長
理学系研究科長
経済学部長
人間社会学部長
看護学部長
総合リハビリテーション学部長
総合教育研究機構長
学術情報センター長
産学官連携機構長
学生センター長
その他、委員長が必要と認める者

別表2 関係行政機関等

大阪府環境政策監
大阪府環境農林水産総合研究所長
堺市環境局環境保全部長
財団法人地球環境センター常務理事
その他、委員長が必要と認める者

別表3 プログラム開発・実証のコア教員

大塚耕司（工学研究科教授）
北宅善昭（生命環境科学研究科教授）
西岡英毅（経済学部准教授）
杉山雅夫（総合教育研究機構教授）
森岡正博（人間社会学部教授）
横山良平（工学研究科教授）
その他、委員長が必要と認める者

別表4 対外機関とのコーディネーター

前田泰昭（特認教授）
坂東 博（工学研究科教授）
山崎伸二（生命環境科学研究科教授）
小林正興（大阪府環境農林水産部環境農林水産総務課課長補佐）
水谷好洋（財団法人地球環境センター事業部長）
その他、委員長が必要と認める者